

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県佐倉市下勝田字東谷津 6 4 6 番

氏 名 株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 孝行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 令和 8 年 3 月 31 日

許可の有効年月日 令和 12 年 11 月 29 日

本許可証は原本の写しであり、
許可内容の開示を目的に朱印
し発行したものです。その他の
用途による使用は無効とします。

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

天日乾燥・固化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

(1) 汚泥の天日乾燥・固化処理に当たっては、受入・天日乾燥槽B、天日乾燥槽C、天日乾燥槽Dの順に廃棄物を移動することとし、汚泥の受入は一日当たり 604.8 m³を、受入・天日乾燥槽Bへの一日当たりの投入量は 95.5 m³を超えないこと。

(2) 汚泥の天日乾燥・固化処理に当たっては、許可申請書に添付された「汚泥処理の維持管理体制について（搬入出物の管理）」を遵守することにより、廃棄物の受入、処理及び処理後物の性状管理を適正に行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 11 月 30 日 新規許可

令和 7 年 11 月 7 日 変更届（「汚泥処理の維持管理体制について（搬入出物の管理）」の変更）

令和 8 年 3 月 31 日 更新許可

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
天日乾燥・固化施設	汚泥 95.5 m ³ /日 (平成 11 年 10 月 29 日)	1	千葉県佐倉市 下勝田字東谷津 646番、 647番5、 下勝田字西谷津 688番1
凝集固化施設	604.8 m ³ /日	1	
受入・天日乾燥槽B	191.52 m ³	1	
天日乾燥槽C	191.52 m ³	1	
天日乾燥槽D	191.52 m ³	1	
資源製造槽E	191.52 m ³	1	
受入槽A	75 m ³	1	
処理前物保管槽F	135 m ³	1	
処理後物保管槽G	135 m ³	1	
残さ物保管施設	2.4 m ² 3.1 m ³	1	

本許可証は原本の写しであり、
許可内容の開示を目的に朱印
し発行したものです。(以下赤字)
用途による使用は無効とします。